

一般財団法人愛知県建築住宅センター

構造計算適合性判定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター構造計算適合性判定業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(判定手数料)

第2条 業務規程第21条に規定する判定手数料の額は、別記に掲げるとおりとする。

(附 則)

この規程は、令和4年5月17日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月18日から施行する。

この規程は、令和6年5月16日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別記

区 分	単価（円／棟）
床面積の合計が 1,000 m ² 以内のもの	216,000
床面積の合計が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	276,000
床面積の合計が 2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	349,000
床面積の合計が 10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	514,000
床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	859,000

- (1) 上表は、法第 20 条第 1 項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物、判定を要する建築物のうち大臣認定プログラムを使用したもの以外の建築物に適用する。
- (2) 上記「床面積の合計」とは、判定を行う一の建築物について算出する。この場合において、二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。
- (3) 適合判定通知書の交付（センターからの交付に限る）があった建築物の計画を変更する（第十八号の三様式又は、第四十二号の十二の三様式に限る）場合については、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、増加する部分の床面積に増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）とする。
- (4) 判定手数料において、センターの理事長が認める場合は上記の単価とは別の額とすることができる。